

急遽の開催に応じていただきまして、ありがとうございます。本日、広島に原爆が投下されて76年となりました。

改めて、平和・反戦を誓いますとともに、核兵器のない世界の実現に向けて、思いを新たにいたしています。

また、平和の祭典であるオリンピックでは、本県出身の選手をはじめ、多くのアスリートの活躍に、大いに感動をいただいております。

とりわけ、彦根市出身の大橋悠依選手におかれましては、オリンピックにおける日本選手初の競泳女子で2冠達成という歴史的な偉業により、県民に希望と活力をいただいたことから、「滋賀県県民栄誉賞」を創設いたしましたし、お贈りすることといたしました。

本県といたしましても、今後のスポーツ振興、健康づくりをより一層、推進してまいりたいと存じます。

それでは、ただいま提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、全国的に感染が急拡大しており、これまで、東京都、大阪府など6都府県に緊急事態宣言が出され、8月2日からは、京都府、兵庫県など5道府県がまん延防止等重点措置の適用対象となっております。

それに加えまして、昨日、国において、本県を含む8県につきまして、8月8日からまん延防止等重点措置の適用対象となることが決定したところでございます。

本県では、既に、帰省や旅行について、県外に「行かない」県外から「呼ばない」帰省や旅行を「延期する」ことを県民の皆様をお願いするなど、人の動きの抑制に努めているところでございますが、

8月4日には一日の新規陽性者数が初めて100人を超えるなど、第4波を大きく超えるペースで感染拡大が続いていることから、

本日、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催いたし、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージ判断を、現在のステージⅢから、ステージⅣ「特別警戒ステージ」に引き上げ、医療体制非常事態を宣言するとともに、県民の皆様へのワクチン接種に向けて積極的な接種検討をお願いしたところではあります。

加えて、まん延防止等重点措置に基づく協力要請等を実施する区域を県内全市すべての市、13市とし、その他の地域6町についても県独自の営業時間の短縮要請を行うこととし、その期間を8月8日から8月31日までとすることについても決定したところでございます。

本日提出いたしました案件は、その措置の適用等に伴うものでございまして、議第108号一般会計補正予算案の1件でございます。

本補正予算案は、営業時間短縮等に対する飲食店や大規模施設等の皆様への協力金、事業継続支援金、酒類販売事業者に対する支援に要する経費を計上するため、総額で95億3,300万円の増額補正を行おうとするものでございます。

今回の措置により、飲食店等の関係者や県民の皆様には、大変、ご不便をおかけすることとなりますが、県といたしましてもより一層、感染拡大防止に取り組んでまいり所存でございますので、どうかご理解いただきますとともに、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。